

令和 8 年度 いじめ防止基本方針



沖縄県立那覇工業高等学校

那覇工業高等学校 いじめ防止基本方針

令和8年4月

I いじめ防止等のための基本的な方向

(1) 学校いじめ防止基本方針の理念

いじめは、どの生徒も加害者や被害者になる事があり、その心身に健全な成長および人格の形成に影響を与えるのみならず、その身体又は生命に重大な危険を生じさせることがある。いじめは、誰にでも起こりうるという事実を踏まえるとともに、全職員で危機感を持って未然防止に努め、早期発見・早期対応に取り組むことに努める。

(2) いじめの防止等に関する基本的な考え方

- ① 複数の人間（生徒・職員）が繋がりを持つ以上、いじめは起こり得る事象であることを意識することが大切である。
- ② 私たちは、前述の認識に基づき、常日頃から生徒対生徒、生徒対職員などの人間関係において、いじめの兆候を見逃さないようにしなければならない。（早期発見）
- ③ いじめは未然防止が大切である。したがって、道徳教育や人権教育、日常のコミュニケーションを通して、お互いの存在価値を高め個性を尊重し合う精神を育成すると共に、信頼される教職員及び学校づくりをしなければならない。
- ④ いじめ（疑いも含め）が確認された場合は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに情報共有を図り組織的に対応することが大切である。
- ⑤ いじめが確認された場合は、被害を受けた生徒と保護者を支援すると共に、加害生徒には教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。また、加害生徒の保護者については、起こった事案についての事実を正確に伝え、理解を求めいじめであると認識させた上で、子どもの人間的な成長のために学校と保護者の協力関係を構築することが大切である。
- ⑥ いじめに関する情報の流れには十分配慮し、被害生徒、加害生徒のプライバシーの保護と再発防止の観点から必要に応じて情報を発信する。また、いじめの内容によってはPTA・地域・関係機関等と連携し問題の解決にあたることが大切である。

2 【いじめの定義】（いじめ防止対策推進法第 2 条）

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

3 【いじめの判断】

○「いじめ」に当たる否かの判断は、いじめられた生徒の立場に立つ	
○いじめは、「心身の苦痛を感じているもの」と定義するが、多様な太陽があることにかんがみ、それだけに限定しない。 例① いじめられていても本人がそれを否定する場合。 例② ネットで悪口を書き込まれているが、本人が気づいていない場合。	左記の例に関しても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要。
○けんかやふざけ合いであっても、いじめに該当するか否かを判断する。	見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目する。
○いじめの認知は、学校いじめ対策組織を活用して行う。	教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応をとる。

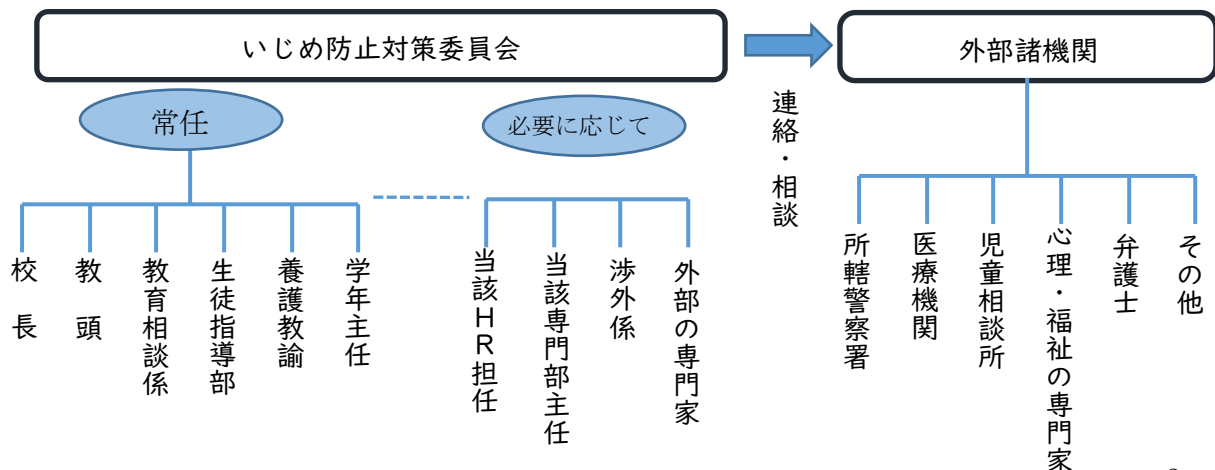
【具体的ないじめの態様（例）】

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団により無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品たかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等。
- ・性的いたづらをされる。

4 いじめ防止等の対策のための組織

(1) いじめ防止対策委員会

構成員：校長、教頭、生徒支援部、教育相談係、養護教諭、学年主任（必要に応じて当該H R担任、当該専門部主任、渉外係、外部の専門家を加えることができる）



(2) 組織の役割と計画

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定と周知
- ② いじめの未然防止、アンケートや教育相談によるいじめ早期発見の推進
- ③ いじめ発生時の対応
- ④ 年間計画の策定実施
- ⑤ 職員研修の企画
- ⑥ 外部専門家や諸機関との連絡対応
- ⑦ いじめ問題に対する記録の保存と情報提供
- ⑧ 年3回(学期毎)の委員会の定期開催と、いじめと疑われる相談・通報があった場合の緊急開催
- ⑨ 学校評価アンケートの分析
- ⑩ いじめに関係した生徒のアフターケアと他生徒への事後指導

5 いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、教育活動全体を通して、生徒の自己有用感や規範意識を高め、豊かな人間性と他者を思いやる社会性を育てていく。

- (1) HR活動や特別活動を通して日常的に学級や集団の中でいじめの問題に触れるなど継続的に働きかけることで他者を思いやる心の育成とコミュニケーション能力の育成を図る。
- (2) 規範意識と帰属意識を互いに高めることのできる集団づくりを図る。
- (3) 全職員がいじめは決して許さないという認識に立ち、いじめの特質や様態について校内研修を行う。
- (4) 二者面談・保護者を含む三者面談、あるいは教育相談やカウンセリングを通して生徒との信頼関係の構築を図る。

6 いじめの早期発見

- (1) いじめを早期発見するため、生徒に対し年3回のアンケート調査を行う。
個人面談や教育相談を通じて生徒からの情報収集を行う。
- (2) 拡大学科会、拡大学年会や日々の教師間での情報交換を通して情報の共有を図り、生徒の実態把握に努める。
- (3) 保護者との連携を密にすることで、家庭生活における生徒の変化を見逃すことなく、いじめに係る兆候の早期発見に努める。
- (4) 警察等の外部機関と連携しながら、校外で発生する問題行動やいじめの発見に努める。

7 いじめの早期解決の取組

- (1) 被害生徒・加害生徒への迅速な対応をする。複数の関係者や目撃者からの情報収集及び事実確認を速やかに行った上で、いじめを受けた生徒の安全を最優先し、いじめを行った生徒には毅然とした態度で指導を行う。いじめを受けた生徒に対して、継続的なカウンセリングを行い(必要であれば外部の専門機関に協力を依頼する)、十分なケアに当たる。被害生徒が早期に安心して学校生活を送れるように努める。
いじめを行った生徒に対しては、いじめに至った背景や原因をカウンセリングや教育相談を通して確認し、本生徒の立ち直りと再発防止に努める。

- (2) 両保護者に対していじめの状況と今後の対応について十分な説明をして被害生徒の保護者の不安を取り除くとともに、両保護者へ理解と今後の指導についての協力を得る。
- (3) 必要に応じて警察や外部機関と連携を取り、早期解決、再発防止のために協力を得る。

8 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企てた場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- ② 相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合（年間 30 日目安）
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、生徒が一定期間、連続して欠席している場合も学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識
- ③ その他
 - ・ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申立があった場合

(2) 重大事態の報告

- ① 学校は、重大事態が発生した場合、直ちに発生を報告を行う。
県立学校→県教育委員会→地方公共団体の長
※重大な被害が生じる可能性がある場合は所轄署へも援助要請
- ② 重大ないじめの場合は、マスコミ対応、全保護者への説明責任などが生じてくるので、校内で情報の窓口一本化を図り、その対応をしなければならない。いじめの事案について、説明責任が伴う場合には、管理者がその責任を果たす。

(3) 重大事態の調査（調査の主体を学校にするか設置者にするかは教育委員会が決定）

- ① アンケート実施
- ② 面談実施

(4) 調査結果の情報提供及び報告

- ① 被害児童生徒・保護者への報告
- ② 教育委員会を通して首長への報告

いじめ事案への対応

